

泉南市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども及び高齢者の自転車利用者が自転車用ヘルメットを購入する場合、予算の範囲において泉南市自転車用ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という）を交付することにより、自転車用ヘルメットの着用を促進し、自転車事故による被害の軽減を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする

- (1) ヘルメット：自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等を受けたマーク等が付された新品のものをいう（中古品又は転売品等を除く）
 - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
 - ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク
 - エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
 - オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク
 - カ その他ア～オに相当する認証を受けたもので、市長が適当と認めたもの
- (2) 保護者等：未成年者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で未成年者を現に監護するもの、未成年者の親族で、社会通念上未成年者を保護する責任があるもの、成年後見人等をいう
- (3) 使用者：補助金申請時に市内に在住し、住民基本台帳に記録されている個人で、小学生以下（以下「子ども」という）の者及び当該年度の末日時点で満65歳以上（以下「高齢者」という）の者がヘルメットを使用する自転車利用者をいう

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象は、次の各号のいずれにも該当する使用者（未成年者及び成年被後見人を除く。）及びその保護者等とする。ただし、保護者等は、未成年者及び成年被後見人が使用するヘルメットに係る申請をする場合に限る

- (1) 令和7年6月1日以降に新品のヘルメット（学校指定の通学用は除く）を購入していること
- (2) 使用者（未成年者の場合はその保護者含む）が、泉南市に住所を有していること
- (3) 同一の補助対象経費に対する他の補助金（他市町村の補助を含む）の交付を受けていないこと
- (4) 使用者（未成年者の場合はその保護者含む）が泉南市暴力団排除条例（平成25年泉南市条例第18号。以下「暴排条例」という）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、税込み購入価格の2分の1の額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額とする）とし、2,000円を限度とする

2 補助金の交付は、同一の子ども及び高齢者につき1回限りとする

(補助の申請及び審査)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、泉南市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、令和8年2月末日（当該年度の予算の上限に達した

時点)までに市長に申請し、必要な審査を受けなければならない。

- (1) ヘルメット購入に係る領収書等の写し(宛名、日付、金額、但し書、発行者の記載があるもの)
- (2) 第2条第1号アからカまでに掲げる認証等を受けたマークの確認ができるものの写し
- (3) 住民票の写し(市長が、居住状況を確認することに同意した場合、提出不要)
- (4) 購入した自転車用ヘルメットの写真(購入したヘルメットを持参した場合、提出不要)

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その書類を審査し、補助金の交付が適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、泉南市自転車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、第1項の請求を受け付けた月の翌月末までに補助金の交付を行うものとする

3 市長は、第1項の審査の結果、第3条及び第5条に規定する要件を満たさないと認めたときは、補助金の不交付を決定し、泉南市自転車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする

(補助金の取消し)

第7条 市長は、補助対象者が次のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金の交付が不相当と認められるとき
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき

2 前項の規定による交付決定の取消しは、泉南市自転車用ヘルメット購入費補助金交付取消決定通知書(様式第4号)により当該補助対象者に通知するものとする

(補助金の返還)

第8条 市長は、第6条の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者が、第7条の規定により交付決定を取り消された場合は、補助金を返還させるものとする

2 前項に規定する補助金の返還については、泉南市自転車用ヘルメット購入費補助金返還命令書(様式第5号)により補助対象者に通知するものとする

3 前項の規定により補助金の返還を通知された補助対象者は、市長が定める期限までに補助金を返還するものとする

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年6月1日から施行する

(要綱の失効)

この要綱は、令和8年3月31日をもって失効する